

# 京都府公報

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入敷ノ内町  
発行所 京 都 府  
政 策 法 務 課  
電 話 (075) 414-4037

〒602-8048 京都市上京区下立売通小川東入  
印刷所 中 西 印 刷 株 式 会 社  
電 話 (075) 441-3155

## 目 次

告 示	公 告
○漁船損害等補償法に基づく付保義務の同意を求めるとの事前届出 (水産事務所) 43	○肥料登録の有効期間の更新 (農産課) 44
○公共測量の実施 (用地課) 〃	○京都府土地利用基本計画の農業地域の変更 (用地課) 〃
○河川区域の変更による廃川敷地等 (京都土木事務所) 〃	○都市計画法に基づく工事完了 (乙訓土木事務所、南丹土木事務所) 〃

## 告 示

### 京都府告示第25号

漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条第1項の規定による同意を求めるとの事前届出があった。

なお、同条第3項の規定により、当該届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

令和7年1月24日

京都府知事 西 脇 隆 俊

#### 1 届出事項

発起人の住所・氏名	加入区	漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
京丹後市丹後町間人2052 池田 実	丹後町加入区	京都府漁業協同組合
京丹後市丹後町間人2069 下戸 重明		
京丹後市丹後町中浜548 清水 俊明		

#### 2 指定漁船調書の縦覧

縦覧期間	縦覧場所
令和7年1月24日から 令和7年2月7日まで	京都府水産事務所

(京都府漁業協同組合においても指定漁船調書を開

覧することができる。)

### 京都府告示第26号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、次のとおり公共測量を実施する旨測量計画機関の長である井手町長から通知があった。

令和7年1月24日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 測量の地域  
綴喜郡井手町全域
- 測量の期間  
令和7年1月13日から令和7年3月31日まで
- 測量の種類  
公共測量(数値地形図データ作成)

### 京都府告示第27号

河川区域の変更により、次のとおり廃川敷地等が生じた。

なお、その関係図面は、京都府京都土木事務所に備えておく。

令和7年1月24日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- |                                                                     |                                                                             |
|---------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------|
| 1 河川の名称<br>一級河川淀川水系七瀬川<br>2 廃川敷地等が生じた年月日<br>令和7年1月10日<br>3 廃川敷地等の位置 | 京都市伏見区深草谷口町130番2、大亀谷東久宝寺町98番2、98番3、98番4<br>4 廃川敷地等の種類及び数量<br>土地 26.05平方メートル |
|---------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------|

**公 告**

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次のとおり肥料の登録の有効期間を更新した。

令和7年1月24日

京都府知事 西 脇 隆 俊

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量	その他の規格	生産業者		登録有効期限
					氏名又は名称	住所	
京都府第450号	乾燥菌体肥料	大地の和	窒素全量 4.0% りん酸全量 1.0%	含有を許される有害成分の最大量は、定規格のとおり	株式会社湖池屋	東京都板橋区成増5の9の7	令 10. 2. 3



国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第9条第1項の規定により定めた京都府土地利用基本計画の次の農業地域の区域を変更したので、その関係図書を京都府建設交通部用地課において縦覧に供する。

令和7年1月24日

京都府知事 西 脇 隆 俊

変更する農業地域  
井手農業地域

- の2、57の4、58の2の一部、58の3、61の2の一部、61の3、62の一部、62の1、62の2の一部、小字里ノ後26の1、26の5の一部、26の6、27の1、27の2の一部、28の1、町有地
- (2) 開発許可を受けた者の住所及び名称  
京都市伏見区横大路下三栖里ノ内77  
株式会社信和住宅
- 2(1) 工事が完了した開発区域に含まれる地域  
南丹市園部町横田一号58から63まで  
（関連区域）  
南丹市園部町横田一号202の一部、205の一部、横田二号205の一部
- (2) 開発許可を受けた者の住所及び名称  
高槻市唐崎北一丁目25の7  
有限会社由岐土木



都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項に関する工事が次のとおり完了した。

令和7年1月24日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1(1) 工事が完了した開発区域に含まれる地域  
乙訓郡大山崎町字円明寺小字西法寺1の1、2の1、2の44の一部、3の1、4の1、5の1の一部、6の1の一部、9の1の一部、56の2、56の4、57